

契約管財局発注の工事請負契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(小額随意契約を除く)

No.	案件名称	工事種目	工事場所	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	天王寺動物園(仮称)新連絡ゲート新築工事	02A:建築工事	天王寺区	(株)竹中工務店	73,872,000	平成27年7月1日	地方自治法施行令 167条の2第1項第6号	K13	-
2	舞洲スラッジセンター脱水分離液処理設備排ガス測定装置修繕	09B:上下水道施設工事	此花区	(株)マコト電気	3,888,000	平成27年7月9日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	-
3	道頓堀川水門バイパスゲート修繕	09B:上下水道施設工事	浪速区	阪神テクノサービス (株)	9,460,800	平成27年7月9日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	-
4	此花会館ガス吸収式冷温水機整備工事	05:給排水衛生冷暖房工事	此花区	(株)日立ビルシステム	5,400,000	平成27年7月10日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	-
5	津守下水処理場ポンプ棟ガスタービン改良工事	09B:上下水道施設工事	西成区	川崎重工業(株)	38,880,000	平成27年7月10日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	-
6	舞洲スラッジセンター脱水施設用空気圧縮設備修繕	09B:上下水道施設工事	此花区	(株)日立プラントサービス	10,584,000	平成27年7月14日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	-
7	東横堀川水門外1ポンプ設備修繕	09B:上下水道施設工事	中央区・浪速区	新明和アクアテクサービス(株)	10,692,000	平成27年7月15日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	-
8	巽第2送水管(古市3丁目)700mm送水管撤去工事	01:土木工事	城東区	前田・南海辰村 特定 建設工事共同企業体	224,640,000	平成27年7月16日	地方公営企業法施行令 第21条の14第1項 第2号	K6	-
9	天王寺公園(ゲート周辺)改修工事	06:造園工事	天王寺区	(株)竹中工務店	52,164,000	平成27年7月21日	地方自治法施行令 167条の2第1項第6号	K13	-
10	舞洲スラッジセンター各種クレーン設備修繕	09B:上下水道施設工事	此花区	(株)日立プラントメカニクス	24,840,000	平成27年7月21日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	-
11	舞洲スラッジセンター脱水制御設備機能追加工事	09B:上下水道施設工事	此花区	(株)日立製作所	199,800,000	平成27年7月24日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	-
12	舞洲スラッジセンター遠心脱水機設備修繕	09B:上下水道施設工事	此花区	巴工業(株)	98,280,000	平成27年7月24日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	-
13	塚本抽水所No. 7雨水ポンプ設備改良工事	09B:上下水道施設工事	淀川区	(株)荏原製作所	93,960,000	平成27年8月5日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	-
14	長居配水場高圧電動機整備修繕	09B:上下水道施設工事	東住吉区	東芝電機サービス(株)	7,020,000	平成27年8月6日	地方公営企業法施行令 第21条の14第1項 第2号	K6	-
15	弁天抽水所沈砂池沈砂かき寄せ機改良工事	09B:上下水道施設工事	中央区	(株)日立プラントサービス	146,880,000	平成27年8月7日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	-

契約管財局発注の工事請負契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(小額随意契約を除く)

No.	案件名称	工事種目	工事場所	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
16	(仮称)城東区複合施設天井その他設置工事	02A:建築工事	城東区	浅沼・中林 特定建設 工事共同企業体	209,995,200	平成27年8月10日	地方自治法施行令 167条の2第1項第6号	K11	-
17	防災行政無線設備同報系子局整備工事	10:電気通信工事	市内一円	(株)日立国際電気	488,160,000	平成27年8月10日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	-
18	一津屋取水場外高圧電動機整備修繕	09B:上下水道施設 工事	東淀川区	メタウォーター(株)	11,124,000	平成27年8月18日	地方公営企業法施行 令第21条の14第1項 第2号	K6	-
19	天王寺公園天王寺ゲート横便所改修工 事	02A:建築工事	天王寺区	(株)竹中工務店	20,088,000	平成27年8月20日	地方自治法施行令 167条の2第1項第6号	K13	-
20	舞洲スラッジセンター汚泥溶融炉制御設 備機能追加工事	09B:上下水道施設 工事	此花区	(株)東芝	160,380,000	平成27年8月24日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	-
21	扇町プール熱源機器整備工事	05:給排水衛生冷暖 房工事	北区	(株)日立ビルシステム	7,236,000	平成27年8月26日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	-
22	柴島浄水場第2洗浄ポンプ場逆洗ポンプ 外整備修繕	09B:上下水道施設 工事	東淀川区・東住吉区・ 寝屋川市	(株)荏原製作所	38,124,000	平成27年8月26日	地方公営企業法施行 令第21条の14第1項 第2号	K6	-
23	大正鋼材上屋シャッター補修工事	14L:建具工事	大正区	(株)LIXIL鈴木シャッ ター	17,820,000	平成27年8月26日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	-
24	大阪市中央卸売市場南港市場給水設備 修繕	05:給排水衛生冷暖 房工事	住之江区	積水アクアシステム (株)	3,996,000	平成27年8月28日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	-
25	平野下水処理場溶融炉棟ケーキ移送ポ ンプ修繕	09B:上下水道施設 工事	平野区	兵神装備(株)	2,268,000	平成27年9月1日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	-
26	大阪市中央卸売市場南港市場内臓処理 機械設備その他改修工事	09D:機械器具設置 工事	住之江区	花木工業(株)	25,380,000	平成27年9月7日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	-
27	恩貴島抽水所外1か所ポンプ用電動機 改良工事	09B:上下水道施設 工事	此花区 城東区	東芝電機サービス(株)	119,880,000	平成27年9月8日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	-
28	庭窪浄水場オゾン設備整備修繕	09B:上下水道施設 工事	守口市	東芝電機サービス(株)	73,440,000	平成27年9月8日	地方公営企業法施行 令第21条の14第1項 第2号	K6	-
29	大阪市教育センターエレベータ改修工事	09A:昇降機設置工 事	港区	フジテック(株)	19,440,000	平成27年9月9日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	-
30	安治川1・11号上屋シートシャッター補修 工事	14L:建具工事	港区	三和シャッター工業 (株)	7,560,000	平成27年9月9日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	-

契約管財局発注の工事請負契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(小額随意契約を除く)

No.	案件名称	工事種目	工事場所	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
31	舞洲スラッジセンター溶融炉系電気設備修繕	09B:上下水道施設工事	此花区	東芝電機サービス(株)	49,788,000	平成27年9月11日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
32	平野下水処理場汚泥溶融炉受入槽ITV設備修繕	09B:上下水道施設工事	平野区	三菱電機プラントエンジニアリング(株)	7,560,000	平成27年9月11日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
33	柴島浄水場揚水ポンプ外整備修繕	09B:上下水道施設工事	東淀川区 生野区 枚方市	(株)日立製作所	104,328,000	平成27年9月14日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	K6	-
34	長居配水場自家発電設備整備修繕	09B:上下水道施設工事	東住吉区	東芝電機サービス(株)	34,668,000	平成27年9月14日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	K6	-
35	大阪市中央卸売市場南港市場副産物処理スクリュウプレスその他改修工事	09D:機械器具設置工事	住之江区	関西ティーイーケイ(株)	12,096,000	平成27年9月16日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
36	御幣島東住宅(2号館)外昇降機設備改修工事	09A:昇降機設置工事	西淀川区 浪速区 住吉区	(株)日立ビルシステム	39,960,000	平成27年9月17日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
37	舞洲スラッジセンター脱水系監視設備外修繕	09B:上下水道施設工事	此花区	(株)産機テクノサービス	75,600,000	平成27年9月18日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
38	柴島浄水場ろ過池下部集水装置補修工事	09B:上下水道施設工事	東淀川区	メタウォーター(株)	41,148,000	平成27年9月24日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	K6	-
39	大阪駅前地下駐車場駐車機械装置修繕	09D:機械器具設置工事	北区	新明和工業(株)	21,600,000	平成27年9月24日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
40	大阪市中央体育館中央監視設備改修工事	04:電気工事	港区	日本電気(株)	43,200,000	平成27年9月25日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
41	山之内住宅(3・9号館)昇降機設備改修工事	09A:昇降機設置工事	住吉区	東芝エレベータ(株)	21,816,000	平成27年9月28日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
42	東三国住宅(1~3号館)外昇降機設備改修工事	09A:昇降機設置工事	淀川区 東淀川区 旭区 鶴見区 住之江区	フジテック(株)	214,380,000	平成27年9月28日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
43	柴島浄水場沈砂池除塵設備整備修繕	09B:上下水道施設工事	東淀川区	丸島産業(株)	8,100,000	平成27年9月28日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	K6	-

随意契約理由書

1 案件名称

天王寺動物園（仮称）新連絡ゲート新築工事

2 契約の相手方

株式会社 竹中工務店

3 随意契約理由

平成 24 年 12 月に策定した『大阪都市魅力創造戦略』において、天王寺公園（動物園などの公園施設を含む。）を核とする「天王寺・阿倍野地区」は重点エリアに位置づけられている。天王寺公園エントランスエリアは、ターミナル周辺及び周辺観光資源と動物園・美術館を繋ぐ重要な位置にある。

天王寺公園エントランスエリアのうち事業実施対象区域は、魅力創造・管理運営事業として民間事業者を公募し、平成 26 年 10 月 30 日に近畿日本鉄道株式会社が事業者として決定された。提案事業内容を実施するため、事業実施対象区域の公園内の建設工事について、近畿日本鉄道㈱は㈱竹中工務店と契約し、平成 27 年 2 月から着手している。

本市では、事業実施対象区域と動物園の接続点に天王寺駅方面から動物園へ入るために新たに建設する予定のゲート周辺の整備工事及び新ゲート整備工事を予定している。

平成 27 年 10 月には天王寺公園エントランスエリアのオープンや天王寺動物園の 100 周年記念行事の開催が決定していることから多くの来園者が見込まれるため、新ゲート新築工事を平成 27 年 9 月末までに完成させる必要がある。

本件工事は天王寺公園（動物園ゲート前）整備工事と動物園の接続点に天王寺駅側からの動物園玄関口となる新ゲートを新築し、これに合せ同施設に必要な給排水管の敷設及び電気設備の引込などの整備を行うものである。

平成 26 年 10 月 30 日に近畿日本鉄道㈱が事業者決定した後に、整備範囲と施工方法の詳細を詰めることになった。そこで、既設配管が大阪市整備エリアと事業者整備エリア双方にまたがっており、双方エリアにおける施工の際には、既設配管の移設・新設が必要となることが判明した。

施工にあたり、事業実施対象区域と天王寺公園（動物園ゲート前）整備工事から本工事の施工区域をまたぐ既存地下の排水・給水・電線管等埋設管の移設及び再設について、事業実施対象区域の建設工事との計画的な配管経路・適正な配管勾配・双方の工期に与える影響が最小限になるような施工時期及び安全かつ合理的な仮設計画などの調整が必要になる。また、複数の工事車両が輻輳することから、安全・円滑な施工が確保できない。

本件工事については、事業実施対象区域と天王寺公園（動物園ゲート前）整備工事の実施工を行う㈱竹中工務店と契約した場合、次の①～③の点で有利性があり、競争入札に付することが不利と認められる。

① 工期の短縮

新ゲート整備に伴い、本工事敷地及び広場舗装範囲の一体的な既存地下の排水・給水・電線管等埋設管の移設及び再設、舗装工事が必要になるが、事業実施対象区域と天王寺公園（動物園ゲート前）整備工事を担当する㈱竹中工務店に併せて工事をさせることにより、一体施

工が可能になり、約3か月間の工期短縮を図ることができる。

② 工事費削減

上記の工期短縮による工事費の削減に加え、事業実施対象区域と天王寺公園（動物園ゲート前）整備工事と一体的に施工した場合、本件工事を別事業者に工事させるよりも警備員と工所用仮設物を効率的に配置することが可能となり、概ね15%の工事費の削減が可能となる。

③ 安全・円滑かつ適切な施工の確保

事業実施対象区域と天王寺公園（動物園ゲート前）整備工事と本工事を一体的に施工した場合、既存地下の排水・給水・電線管等埋設管の移設及び再設についても、併せて施工することで適切な施工が確保され、施工責任の所在を明確にすることができる。また、双方の施工区域を行き来する事業実施対象区域と天王寺公園（動物園ゲート前）整備工事車両と当該工事整備車両の輻輳が緩和され、安全・円滑かつ適切な施工が確保される。

以上のことから、競争入札に付することが不利と認められるため、本工事について、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

5 担当部署

都市整備局 公共建築部 企画設計課

(電話番号 06-6208-9331)

随意契約理由書

1 修繕名称 舞洲スラッジセンター脱水分離液処理設備排ガス測定装置修繕

2 契約相手方 (株)マコト電気

3 随意契約理由

今回修繕する排ガス測定装置は、舞洲スラッジセンター脱水分離液処理設備を運転監視制御するために重要な役割を持つ設備であるが、日常運転における重要な制御信号の確保と、測定装置としての高い信頼性を維持させるため機能が低下した構成部品を取替え修繕するものである。

本装置は、(株)堀場製作所が設計製作したものであり、修繕に当たっては当初の設計に基づき、最も適切な測定、試験、調整を実施するとともに、修繕に伴う当該機器の分解及び再組立を製作当初の設計に基づき、製作時と同一の手法を用いて行ない、分析計としての性能を継続維持させなければならない。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から、他社にその修繕を行わせることはきわめて困難であり、かつ、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は、製作会社から本市下水道施設へ納入している分析計の修繕業務を移管されている(株)マコト電気のみである。

4 根拠法令 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署 建設局 北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター
(電話番号 06-6460-2830)

随意契約理由書

1 修繕名称

道頓堀川水門 バイパスゲート修繕

2 契約の相手方

阪神テクノサービス㈱

3 随意契約理由

道頓堀川水門は、船舶の出入りを可能とする機能（閘門）とともに、治水機能及び東横堀川、道頓堀川の水質浄化機能も兼ねた施設である。

今般、同水門の水位調整を行うバイパスゲートの開閉装置の経年劣化によりバイパスゲートが定められた時間で開閉できない状態であることが判明した。

現状のままでは、適切な状態で閘門内の水位調整ができないことから舟運への影響、大雨時の水位調整への影響及び東横堀川、道頓堀川の水質への影響が懸念されることから、その機能回復を目的に行うものである。

このため、本修繕はバイパスゲートの開閉装置を分解整備するものであるが、本機器は阪神動力機械㈱の独自技術により設計・製作された設備であり、水門を構成する各装置や部品は、他社からは調達できない。また、修繕にあたっては水門の構造を十分に熟知し、製作当初の設計に基づいて行う必要があることや、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

なお、水門メンテナンス事業は阪神動力機械㈱から上記業社に業務移管されていることから、上記業社に随意契約を依頼するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令 第167条の2 第1項 第2号

5 担当部署

建設局管理部工務課（道路公園設備担当）（電話 06-6615-7261）

随意契約理由書

1 案件名称

此花会館 ガス吸収式冷温水機の整備工事

2 契約の相手方

(株) 日立ビルシステム

3 随意契約理由

此花会館の地下2階に設置されているガス吸収式冷温水機は、(株)日立製作所製・現在の日立アプライアンス(株)製である。本体の整備(燃焼装置その他部品の取換え等)にあたっては、製造者独自の技術による機器構造、使用部品等を十分に把握したうえで行われなければならない。

このため、本機器を製造した会社以外では整備技術面の対応が不可能であり、他の既存機器等に著しい支障を及ぼす可能性が有ることや部品等の取替後の性能、作動状態、対寿命に対して保証ができない事等から、本業務に対して一貫して責任を持たせることができる業者は、製造者である日立アプライアンス(株)の指定サービス会社である(株)日立ビルシステムだけである。

上記の理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するので、(株)日立ビルシステムとの特名随意契約をお願いします。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局 総務部 施設管理課 (電話番号 06-6630-3490)

随意契約理由書

1 工事名称 津守下水処理場ポンプ棟ガスタービン改良工事

2 契約相手方 川崎重工業㈱

3 随意契約理由

今回工事を行う津守下水処理場ポンプ棟ガスタービンは、雨水排水を行う設備の駆動装置の一部である。ガスタービン機側操作盤内の電子制御装置が経年劣化による損傷により、このまま使用し続けるとガスタービンの制御が安定しないため、雨水排水時にポンプの操作が出来なくなる。雨水ポンプが運転出来なくなると、浸水など処理区域の市民生活に支障を来たすおそれがあるので、改良工事を行うものである。

本設備は、川崎重工業㈱が設計製作したもので、工事にあたっては、ガスタービンの回転速度の制御など、製作会社の保有する技術とノウハウが必要であり、工事後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本工事ができる業者は、川崎重工業㈱のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

建設局 西部方面管理事務所 設備課 (電話番号 06-6561-0160)

随意契約理由書

1 修繕名称

舞洲スラッジセンター脱水施設用空気圧縮設備修繕

2 契約の相手方

(株)日立プラントサービス

3 随意契約理由

今回修繕する脱水施設用空気圧縮設備は舞洲スラッジセンター汚泥処理の根幹である汚泥脱水に必要な薬品を供給するための空気圧縮設備である。この空気圧縮設備が停止すると汚泥脱水はもとより、溶融炉の運転ができなくなり、本市の汚泥処理に多大な影響が生じる重要な設備である。

今般この脱水施設用空気圧縮機が長年の運転による各部の磨耗、損傷により、運転に支障をきたしているので修繕を行うものである。

本空気圧設備は、(株)日立製作所（現在、(株)日立製作所製の空気圧縮機は(株)日立産機システムが事業継承している）が設計製作したもので、部品の取替えや、据付調整については、組付精度や許容値など同社が保有する技術が必要であり、取替部品についても同社製のものを使用しなければならない。また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は(株)日立産機システムから修繕及び点検、整備を移管されている(株)日立プラントサービスのみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 k06

5 担当部署

建設局 北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター
(電話番号 06-6460-2830)

随意契約理由書

1 修繕名称

東横堀川水門外1ポンプ設備修繕

2 契約の相手方

新明和アクアテクサービス㈱

3 随意契約理由

東横堀川水門及び道頓堀川水門は、船舶の出入りを可能とする機能（閘門）とともに、治水機能及び東横堀川、道頓堀川の水質浄化機能も兼ねた施設である。

今般、東横堀川水門及び道頓堀川水門のポンプ設備において、ストレーナの腐食による異物の除去機能の低下とメカニカルシールの経年劣化によるポンプ内部への浸水が判明した。

現状のままでは、閘門を適切な状態で開閉することができないことから生ずる舟運への影響、大雨などにより水位が上昇して河川が氾濫した場合には周辺への浸水被害が発生し市民生活への影響及び東横堀川、道頓堀川の水質への影響が懸念されることから、その機能回復を目的に行うものである。

このため、本修繕はポンプ及びストレーナを分解整備するものであるが、本機器は新明和アクアテクサービス㈱の独自技術により設計・製作されており、その修繕にあたっては設計に基づいた性能を発揮するための独自技術を必要とし、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上の理由により、本修繕を実施できる上記業者に随意契約を依頼するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号

5 担当部署

建設局管理部工務課（道路公園設備担当）（電話番号：06-6615-7261）

随意契約理由書

1 工事名称

巽第2送水管（古市3丁目）700mm送水管撤去工事

2 契約相手方

前田・南海辰村特定建設工事共同企業体

3 随意契約理由

本工事は、建設局施工の国道479号清水共同溝設置工事-4（以下、「共同溝工事」という。）のシールド工事に支障となる巽第2送水管φ700mmの水道施設を撤去するものである。

水道施設の撤去にあたっては、道路上作業として開削における弁室の一部撤去及び薬液注入工を施工し、シールド坑内では圧気設備等の設置を本工事において行い、圧気を掛けながら行う基礎杭の一部撤去については、シールド機前面において、直接撤去を行うことから、建設局の共同溝工事においてシールド掘進作業と同時並行して施工を行うものである。

本工事において行う薬液注入工及び圧気設備等の設置は、シールド機前面の地山の自立やその安全性を確保するために必要な補助工法であり、地下水の止水と地山強度の増大を目的に施工するものである。

このため、撤去作業時の地盤変動や道路陥没の防止の観点から、施工にあたっては特に慎重を期す必要があり、圧気を掛けながら基礎杭を一部撤去する掘進作業と綿密な調整が必要で、作業目的や内容の熟知、土質状況や現場状況に精通していることが不可欠である。

また、圧気設備等の設置・撤去については、共同溝工事の発進立坑及び築造中のシールド坑内を利用しての作業となり、共同溝工事の作業と重複し出会い丁場となるため、作業内容や工事工程など、一体的な調整が必要である。

したがって、本工事と共同溝工事は密接に関連しており、また、地下に重要構造物が輻輳し交通量の非常に多い大型の国道交差点での施工であり、地盤変動や道路陥没などが万が一発生した場合の影響が大きいことから、施工責任や施工管理体制、緊急時の対応及び連絡体制などの安全管理について一貫性を持たせることが必要不可欠であり、施工責任及び安全管理の明確化を図るためにも同一業者により施工する必要がある。

以上のことから、上記契約相手方と契約を締結するものである。

(関連する工事)

工事名称：国道479号清水共同溝設置工事-4

工期：平成25年3月1日～平成28年2月29日

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局 工務課受託設計（電話番号06-6615-5575）

随意契約理由書

1 案件名称

天王寺公園（ゲート周辺）改修工事

2 契約の相手方

株式会社 竹中工務店

3 随意契約理由

平成 24 年 12 月に策定した『大阪都市魅力創造戦略』において、天王寺公園（動物園などの公園施設を含む。）を核とする「天王寺・阿倍野地区」は重点エリアに位置づけられている。天王寺公園エントランスエリアは、ターミナル周辺及び周辺観光資源と動物園・美術館を繋ぐ重要な位置にある。

天王寺公園エントランスエリアのうち事業実施対象区域は、魅力創造・管理運営事業として民間事業者を公募し、平成 26 年 10 月 30 日に近畿日本鉄道㈱が事業者として決定された。提案事業内容を実施するため、事業実施対象区域の公園内の建設工事について、近畿日本鉄道㈱は㈱竹中工務店と契約し、平成 27 年 2 月から着手している。

本市では、事業実施対象区域と動物園の接続点に天王寺駅方面から動物園へ入るために新たに建設する予定のゲート周辺の整備工事及び新ゲート整備工事を予定している。

平成 27 年 10 月には天王寺公園エントランスエリアのオープンや天王寺動物園の 100 周年記念行事の開催が決定していることから多くの来園者が見込まれるためゲート周辺の整備工事を 9 月末までに完成させる必要がある。

本件工事はゲート正面の広場の舗装やバリアフリー対策のスロープ設置など、ゲート前広場の整備を行うものである。

平成 26 年 10 月 30 日に近畿日本鉄道㈱が事業者決定した後に、整備範囲と施工方法の詳細を詰めることになった。そこで、既設配管が大阪市整備エリアと事業者整備エリア双方にまたがっており、双方エリアにおける施工の際には、既設配管の移設・新設が必要となることが判明した。

施工にあたり、事業実施対象区域から本工事の区域をまたぐ既存地下の給・排水、電気通信埋設管の移設及び再設について、事業実施対象区域の建設工事との計画的な配管経路・適正な配管勾配・双方の工期に与える影響が最小限になるような施工時期及び安全かつ合理的な仮設計画などの調整が必要になる。また、複数の工事車両が輻輳することから、安全・円滑な施工が確保できない。

本件工事については、天王寺公園エントランスエリア整備工事の実施工を行う㈱竹中工務店と契約した場合、次の①～③の点で有利性があり、競争入札に付することが不利と認められる。

① 工期の短縮

広場舗装に伴い、既存地下の給・排水、電気通信埋設管の移設及び再設が必要になるが、天王寺公園エントランスエリア整備工事を担当する(株)竹中工務店に併せて工事をさせることにより、一体施工が可能になり、およそ3か月の工期短縮を図ることができる。

② 工事費削減

上記の工期短縮による工事費の削減に加え、天王寺公園エントランスエリア整備工事と一体的に施工した場合、本件工事を別業者に工事させるよりも警備員と工事用仮設物を効率的に配置することが可能となり、およそ13%の工事費の削減が可能となる。

③ 安全・円滑かつ適切な施工の確保

天王寺公園エントランスエリア整備工事と本工事を一体的に施工した場合、既存地下の給・排水、電気通信埋設管の移設及び再設についても、併せて施工することで適切な施工が確保され、施工責任の所在を明確にすることができる。また、双方の施工区域を行き来する天王寺エントランスエリア整備工事車両と当該工事整備車両の輻輳が緩和され、安全・円滑かつ適切な施工が確保される。

以上のことから、競争入札に付することが不利と認められるため、本工事について、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

5 担当部署

建設局 公園緑化部 調整課 公園整備担当
(電話番号 06-6469-3842)

随意契約理由書

1 修繕名称：舞洲スラッジセンター各種クレーン設備修繕

2 契約相手方：(株)日立プラントメカニクス

3 随意契約理由：

今回修繕する各種クレーン設備は、舞洲スラッジセンターの汚泥溶融炉設備で発生する脱水ケーキ及び溶融スラグ等を搬出する設備である。ケーキ搬出用バケットクレーン設備及びスラグ搬出用バケットクレーン設備が停止すると溶融炉の運転ができなくなり、施設運営に欠かすことのできない重要な設備であり、脱水機室天井クレーンも遠心脱水機点検整備のために必要な設備である。

今般これら各種クレーン設備の構成部品が摩耗損傷し、また自動運転を行っている電気部品も劣化し運転に支障をきたしている。

本各種クレーン設備は、(株)日立プラントテクノロジーが設計、製作したもので、修繕に当たっては本設備の構造・特性を熟知し独自の専門的技術が必要であり、取替部品も他社では製造していない。また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

なお、(株)日立プラントテクノロジーは平成25年4月に(株)日立製作所に吸収合併されており、天井クレーン設備の全般業務については(株)日立プラントメカニクスに業務移管されている。

以上のことから、本修繕ができる業者は(株)日立プラントメカニクスのみである。

4 根拠法令：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署：建設局 北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター
(電話番号 06-6460-2830)

随意契約理由書

1 案件名称

舞洲スラッジセンター 脱水制御設備機能追加工事

2 契約相手方

(株) 日立製作所

3 随意契約理由：

本工事は、舞洲スラッジセンターにある脱水設備の制御に必要となる設備を改良するものである。

本工事で改良する既設制御設備・既設配電盤は、(株) 日立製作所が設計製作したものであり、制御設備を動作させるソフトウェアは、製作会社独自のプログラム言語で製作されており、制御設備を構成する電気機器並びに配電盤内の制御機器も既設設備に適合するものは他社では製作していない。また、施工後の機能について責任の一貫性を持たせる必要があるため、本工事を施工できるのは(株) 日立製作所のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

建設局 北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター (電話番号 06-6460-2830)

随意契約理由書

1. 修繕名称：舞洲スラッジセンター遠心脱水機設備修繕

2. 契約相手方：巴工業（株）

3. 随意契約理由：

今回修繕を実施する遠心脱水機設備は、舞洲スラッジセンターへの送泥汚泥を脱水する為の設備であり、送泥汚泥中の夾雑物・砂等で損耗した箇所の整備修繕を行うとともに、労働安全衛生規則により定められた年次点検・検査による整備を実施するものである。本機器は巴工業（株）が設計製作したものであり、修繕には当該機器を熟知し、独自の技術を必要とすると共に、取替部品に当たっても他社では製作しておらず独自に設計したものが必要であり、特殊技術と経験を必要とする。また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を保たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は巴工業（株）のみである。

4. 根拠法令：

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 k6

5. 担当部署：

建設局 北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター
(電話番号：06-6460-2830)

随意契約理由書

1 案件名称

塚本抽水所No.7 雨水ポンプ設備改良工事

2 契約の相手方

(株) 荏原製作所

3 随意契約理由

今回改良するNo.7 雨水ポンプ設備は、塚本抽水所に流入する雨水を排除するための設備である。本設備は、設置後30年以上が経過し、構成設備である、減速機が故障し、運転に支障をきたしているため、改良を行うものである。

本設備は、(株) 荏原製作所が設計製作したもので、既設備に適合する機器の選定、それらの組み合わせ並びに調整など、製作会社独自の技術を必要とする。

また、改良後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本改良を行える業者は、製作会社である、(株) 荏原製作所のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号

5 担当部署

建設局 北部方面管理事務所 設備課 (06-6462-1519)

随意契約理由書

1 案件名称

長居配水場高圧電動機整備修繕

2 契約の相手方

東芝電機サービス（株）

3 随意契約理由

本修繕は、長居配水場に設置している配水ポンプ用高圧電動機の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該電動機設備は、（株）東芝が独自に設計、製作したものであり、修繕による部品等の交換や試験調整により機器の動作確認や機能保証を行うには、電動機の構造、性能を熟知した専門の知識と技術が必要である。

また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があるため、本修繕ができる業者は、（株）東芝より整備修繕を移管されている東芝電機サービス（株）のみである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設保全センター（電話番号06-6815-2402）

随 意 契 約 理 由 書

1 案 件 名 称

弁天抽水所沈砂池沈砂かき寄せ機改良工事

2 契 約 相 手 方

(株)日立プラントサービス

3 随 意 契 約 理 由

今回改良する沈砂かき寄せ機は、流入する下水中から沈降分離させた砂分を機械的に除去する設備であるが、設置後32年が経過しており、駆動装置、ギヤボックス、縦軸受、スクリー羽根、ライナートラフ等が摩耗損傷し、十分な機能が発揮できないため構成部品の改良や取り替えを行い、信頼性および機能を向上させるものである。

本設備は日立金属(株)が設計製作したもので、改良にあたっては製作当初の設計に基づき最も適切な部品の選定を行うとともに、製作時と同一の手法を用いて機器の分解、部品の取替え及び再組み立てを行う必要があり、製作会社独自の技術を必要とする。また、プラント設備としての性能を継続維持させ、改良後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

なお日立金属(株)は、平成15年10月に水処理事業を営業譲渡、平成18年4月に系列会社との合併を経て、平成25年4月に(株)日立製作所に吸収合併され事業継承されている。

以上のことから、本改良工事を行える業者は、製作会社である(株)日立製作所から沈砂かき寄せ機の改良に関する業務を移管されている、(株)日立プラントサービスのみである。

4 根 拠 法 令

地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号

5 担 当 部 署

建設局 東部方面管理事務所 設備課 (電話番号 06-6969-5847)

随意契約理由書

1 案件名称

(仮称) 城東区複合施設天井その他設置工事

2 契約の相手方

浅沼・中林特定建設工事共同企業体

3 随意契約理由

(仮称) 城東区複合施設建設予定地においては、現在、平成 25 年 9 月 26 日～平成 28 年 1 月 29 日を工事期間として「(仮称) 城東区複合施設建設工事」が施工中である。

平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災の被害を踏まえ、国土交通省は脱落対策を講じる必要のある天井（以下、特定天井という）について「新築建築物等への適合を義務付けすることとする建築基準法施行令及び関連省令の改正」（平成 25 年 7 月 12 日公布）並びに関連告示の制定・改正（平成 25 年 8 月 5 日公布）を行い、平成 26 年 4 月 1 日より施行された。

大阪市においては、特定天井について新築のみならず、既存市設建築物で大阪市地域防災計画の「防災活動拠点」と位置づけられた、学校施設等の収容避難所及び庁舎等は優先的に天井等脱落対策を実施することとしている。

(仮称) 城東区複合施設においても天井耐震化対策に係る工事内容を含めて発注するべきであったが、具体的な技術基準や手引きが出される以前の工事発注であったことから特定天井整備が建設工事内容に含まれておらず、本工事をもって特定天井の設置を行うこととする。

また、特定天井設置を行う区民ホールは音楽ホールとして使用するもので、天井耐震化対策以前の天井から特定天井設置によるホール内の音響効果を見直したことによりホール内装仕上げ（天井・壁）についても本工事にて設置する。

そのような中、本工事は、現在施工中の建設工事と施工上密接に関係しており、同一箇所の工事を行うことから施工責任の一元化を図る必要がある。

また、本工事では、鉄骨等の大きな資材を搬入する必要があるが、建設工事と同時期にそれらの資材を搬入しなければ、建物完成後に搬入用の開口を複合施設躯体壁等に開けなくてはならなくなり、その他施設の市民利用にも影響が生じることからも同時期に施工を行う必要がある。

よって、施工責任の一元化、同時期での工事施工及び工事の安全・円滑かつ適切な施工の確保を図るためにも同一業者において施工させる必要があるため、上記相手方に随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号

5 担当部署

都市整備局公共建築部企画設計課企画設計グループ（電話番号 06-6208-9357）

随意契約理由書

1 案件名称

防災行政無線設備同報系子局整備工事

2 契約相手方

株式会社 日立国際電気

3 随意契約理由

本工事は、緊急時に災害情報や避難勧告などを市役所などから無線通信を利用し、音声で市民に通報する防災行政無線設備（同報系）を津波等の災害に対し備えるため、緊急に増強整備する工事を行うものである。

（株）日立国際電気（旧 日立電子（株））は、「大阪市防災行政無線装置設備工事」（平成元年6月から平成4年3月）を請負った（株）日立製作所のもとで、無線システムの機器の製作及び据付・施工を行っている。

無線設備の設置、移設、調整及び作動確認を行うには、製造者独自の機器仕様、システム構成及び使用方法など製造者しか知り得ない知識や技術が必要であること、また同一業者以外に施行させた場合、既設部分等におけるトラブルが生じた際の責任の所在が不明確となるため、当該システムを熟知し、施工責任の一元化を図ることのできる唯一の業者である（株）日立国際電気と契約を締結するものである。

4 法令根拠

地方自治法施工令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

危機管理室 危機管理課 （電話番号 06-6208-7386）

随意契約理由書

1 案件名称

一津屋取水場外高圧電動機整備修繕

2 契約の相手方

メタウォーター（株）

3 随意契約理由

本修繕は、一津屋取水場に設置している取水ポンプ用高圧電動機外の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該電動機設備は、富士電機（株）が独自に設計、製作したものであり、修繕による部品等の交換や試験調整により機器の動作確認や機能保証を行うには、電動機の構造、性能を熟知した専門の知識と技術が必要である。

また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

富士電機（株）は、平成 15 年 10 月から水環境事業を含む電機システム部門の業務を富士電機システムズ（株）で行っており、平成 19 年 4 月の分社化により当該電動機設備に関する事業を富士電機水環境システムズ（株）に継承し、平成 20 年 4 月に（株）NGK水環境システムズとの合併によりメタウォーター（株）が設立され、事業継承されている。

よって、本修繕ができる業者は、メタウォーター（株）のみである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号

5 担当部署

水道局工務部施設保全センター（電話番号 06-6815-2402）

随意契約理由書

1 案件名称

天王寺公園天王寺ゲート横便所改修工事

2 契約の相手方

株式会社 竹中工務店

3 随意契約理由

平成 24 年 12 月に策定した『大阪都市魅力創造戦略』において、天王寺公園（動物園などの公園施設を含む。）を核とする「天王寺・阿倍野地区」は重点エリアに位置づけられている。天王寺公園エントランスエリアは、ターミナル周辺及び周辺観光資源と動物園・美術館を繋ぐ重要な位置にある。

天王寺公園エントランスエリアのうち事業実施対象区域は、魅力創造・管理運営事業として民間事業者を公募し、平成 26 年 10 月 30 日に近畿日本鉄道(株)が事業者として決定された。提案事業内容を実施するため、事業実施対象区域の公園内の建設工事について、近畿日本鉄道(株)は(株)竹中工務店と契約し、平成 27 年 2 月から着手している。

本市では、事業実施対象区域内に位置する既設便所の改修工事を予定している。

平成 27 年 10 月には天王寺公園エントランスエリアのオープンや天王寺動物園の 100 周年記念行事の開催が決定していることから多くの来園者が見込まれるため、エントランスエリアから動物園新ゲートにかけての全面リニューアルに合せた改修工事を 9 月末までに完成させる必要がある。

本件工事は天王寺公園内の便所をエントランスエリアのオープン、動物園 100 周年記念事業に備えて美装化及びバリアフリー対応などの利便性向上にかかる改修整備を行い、加えてこれに合わせ同施設に必要な給排水管の敷設及び電気設備の引込などの整備を行うものである。

平成 26 年 10 月 30 日に近畿日本鉄道(株)が事業者決定した後に、整備範囲と施工方法の詳細を詰めることになった。そこで、既設配管が大阪市整備エリアと事業者整備エリア双方にまたがっており、双方エリアにおける施工の際には、既設配管の移設・新設が必要となることが判明した。

また、既設便所は事業実施対象区域内に位置しており、現に施工中の事業実施対象区域工事と施工場所が交錯することから、一体施工することで約 3 か月間の工期短縮を図ることができる。さらに、工期短縮による工事費の削減に加え、警備員と工事用仮設物の削減を図ることが可能となり、概ね 15% の工事費の削減が可能となる。

また、既存地下の排水・給水・電線管等埋設管の撤去、移設及び新設についても、併せて施工することで適切な施工が確保され、施工責任の所在を明確にすることができる。

以上のことから、競争入札に付することが不利と考えられるため、本工事について、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号

5 担当部署

都市整備局 公共建築部 施設整備課
(電話番号 06-6633-2382)

随意契約理由書

1 案件名称

舞洲スラッジセンター 汚泥溶融炉制御設備機能追加工事

2 契約相手方

(株) 東芝

3 随意契約理由：

本工事は、舞洲スラッジセンターにある汚泥溶融炉設備の制御に必要となる設備を改良するものである。

本工事で改良する既設制御設備・既設配電盤は、(株) 東芝が設計製作したものであり、制御設備を動作させるソフトウェアは製作会社独自のプログラム言語で製作されており、制御設備を構成する電気機器並びに配電盤内の制御機器も既設設備に適合するものは他社では製作していない。また、施工後の機能について責任の一貫性を持たせる必要があるので、本工事を施工出来るのは(株) 東芝のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

建設局 北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター (電話番号 06-6460-2830)

随意契約理由書

1 案件名称

扇町プール熱源機器整備工事

2 契約の相手方

(株) 日立ビルシステム

3 随意契約理由

本工事は、扇町プールに設置されている熱源設備であるガス吸収式冷温水発生機の構成部品の取替、試運転調整等をするものである。

当該機器については、日立製作所(株)が製造・施工したものであり、整備工事にあたっては、製造者のみが有する当該設備の構造及び機能に関する専門の知識及び技術が不可欠である。

また当該工事で施工する部分は、既存部分と密接不可分の関係にあり、上記業者以外に施工させた場合、既存部分等の使用においてトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じるおそれがある。

上記の理由により、本工事を実施できるのは、日立製作所(株)から保守、修理を移管されている(株)日立ビルシステムのみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局公共建築部施設整備課 (電話番号 06-6633-2327)

随意契約理由書

- 1 案件名称
柴島浄水場第2洗浄ポンプ場逆洗ポンプ外整備修繕
- 2 契約の相手方
(株)荏原製作所
- 3 随意契約理由
本修繕は、柴島浄水場第2洗浄ポンプ場に設置している逆洗ポンプ外の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。
当該設備は、(株)荏原製作所が独自に設計、製作したものであり、修繕による部品等の交換や試験調整により機器の動作確認や機能保証を行うには、機器の構造、性能を熟知した専門の知識と技術が必要である。
また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があるため、本修繕ができる業者は、(株)荏原製作所のみである。
- 4 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 5 担当部署
水道局工務部施設保全センター（電話番号06-6815-2402）

随意契約理由書

1 案件名称

大正鋼材上屋シャッター補修工事

2 契約の相手方

株式会社 LIXIL 鈴木シャッター

3 随意契約理由

本工事は、大正鋼材上屋に設置しているシャッター部品の経年劣化による部品交換及びシャッター調整を行うものである。

本工事対象シャッターは、鈴木シャッター工業株式会社が製作・設置したものであり、施工にあたっては、製作会社独自の部品と専門技術が必要であり、部品は同社でのみ調達することができる。

鈴木シャッター工業株式会社は、昭和 45 年 4 月鈴木シャッター工業株式会社に商号変更、平成 13 年 4 月トステム鈴木シャッター株式会社に商号変更、平成 22 年 4 月株式会社 LIXIL 鈴木シャッターが設立され、事業継承されている。

よって、作動の確実性、安全性、既存部品との円滑な可動状態の確保と施工責任の一元化を図ることができるのは、当該シャッターの構造を熟知している株式会社 LIXIL 鈴木シャッターのみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

港湾局 計画整備部 保全監理担当 (電話番号 06-6615-7811)

随意契約理由書

1 修繕名称

大阪市中央卸売市場南港市場給水設備修繕

2 契約の相手方

積水アクアシステム (株)

3 随意契約理由

本修繕は、中央卸売市場南港市場に設置している上水用受水槽及び高置水槽が経年劣化により一部漏水を起こしているため、それらの整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

本設備の修繕にあたり水槽を構成するパネル間のパッキン及び補強用資材が必要であるが、それらは積水アクアシステム (株) が製造する純正部品のみが適合し、部品等の交換や試験調整により装置の機能保証を行うには、構造性能を熟知した専門の知識と技術が必要である。

また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は、積水アクアシステム (株) のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市中央卸売市場南港市場設備担当 (電話番号06-6675-2006)

随意契約理由書

- 1 案件名称 平野下水処理場溶融炉棟ケーキ移送ポンプ修繕 ✓
- 2 契約の相手方 兵神装備㈱
- 3 随意契約理由 今回修繕するケーキ移送ポンプは、汚泥受入槽から切出機で排出された汚泥ケーキを乾燥機に移送するためのものであるが、経年劣化によるステータ等の構成部品の損傷により送泥機能が著しく低下し、運転に支障をきたしているため修繕するものである。
本設備は兵神装備㈱が設計製作したものであり、取替部品は他社では製作していない。また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があるため、本修繕ができる業者は兵神装備㈱のみである。
- 4 根拠法令 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 5 担当部署 建設局南部方面管理事務所設備課
(電話番号 06-6686-5123)

随意契約理由書

1 案件名称

大阪中央卸売市場南港市場 内臓処理機械設備その他改修工事

2 契約の相手方

花木工業（株）

3 随意契約理由

本工事は、内臓を処理する内臓処理機械設備その他の改修と、改修に伴う試運転と総合調整をおこなうものであるが、当該設備については、建設時より、すべて六星工業（株）が施工している。

しかし、同社は、当該設備にかかる業務そのものを花木工業（株）に移管し、平成18年3月に撤退している。

花木工業（株）は、当該設備についての図面及び設計施工管理ノウハウを六星工業（株）より引き継ぎ、システム及び現場実状を詳細に熟知しており、当該業者でなければ整備技術面での対応は不可能であり、既存機器と密接不可分の関係から既存機器に著しい支障が生じる可能性があること、また施工後の性能・作動状態・安全性（製造物責任）に対して保証することが出来ないことから、本工事に對して一貫して責任を持たせることができる業者は花木工業（株）のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪中央卸売市場南港市場設備担当（電話番号06-6675-2015）

随意契約理由書

1 案件名称

恩貴島抽水所外 1 か所ポンプ用電動機改良工事

2 契約の相手方

東芝電機サービス (株)

3 随意契約理由

今回改良する電動機は、恩貴島抽水所及び今福下水処理場に流入する雨水を排除するためのポンプ用電動機である。本設備は、設置後 40 年以上が経過し、内部コイルの絶縁性能が低下し、運転に支障をきたしているため、改良を行うものである。

本設備は、(株) 東芝が設計製作したもので、既設備に適合する機器の選定、それらの組み合わせ並びに調整など、製作会社独自の技術を必要とする。

また、改良後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本改良を行える業者は、製作会社から改良工事を移管されている東芝電機サービス (株) のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 第 2 号

5 担当部署

建設局 北部方面管理事務所 設備課 (06-6462-1519)

随意契約理由書

1 案件名称

庭窪浄水場オゾン設備整備修繕

2 契約の相手方

東芝電機サービス（株）

3 随意契約理由

本修繕は、庭窪浄水場高度浄水処理棟及び中オゾン接触池上屋内に設置しているオゾン設備の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該オゾン設備は、（株）東芝が独自に設計、施工したものであり、整備修繕による部品交換や試験調整により機器の動作確認や機能保証を行うには、総合的なオゾン設備のシステム及び各機器・装置の構造、性能を熟知した専門の知識と技術が必要である。

また、整備修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があるため、本修繕ができる業者は、当該オゾン設備を設計、施工した（株）東芝より整備修繕を移管されている東芝電機サービス（株）のみである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設保全センター（電話番号06-6815-2403）

随 意 契 約 理 由 書

1 案件名称

大阪市教育センターエレベータ改修工事

2 契約の相手方

フジテック株式会社

3 随意契約理由

当該エレベーターは、昭和58年4月にフジテック株式会社が設置したものであり、その構造、性能、内容等について熟知しており、製造工程、保守点検や故障等の対応についての責任を明確にするため、設置時から保守点検業務を委託している。

今回の改修工事は、上記業者が設置した塔内のカゴ、レール、ウエイトや緩衝器、乗場の三方枠や敷居などの既存設備と機械室の巻上機、モータ、調速機や制御盤、塔内のカゴ内天井や操作盤等の取替の組み合わせにより確立する工事である。

そのため、当該エレベーターの既存設備を活用した改修工事ができる業者は、上記業者しかなく、製造者独自のノウハウや機器技術にも精通し、本工事に対して一貫して責任を持たせることができる同社と昨年に引き続いて契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

教育委員会事務局 大阪市教育センター 管理担当

(電話番号 06-6572-0263)

随意契約理由書

1 案件名称

安治川1・11号上屋シートシャッター補修工事

2 契約の相手方

三和シャッター工業株式会社

3 随意契約理由

本工事は、安治川1・11号上屋シートシャッター部品の経年劣化による部品交換及びシートシャッターの調整を行うものである。

本工事対象シートシャッターは、三和シャッター工業株式会社が製作・設置したものであり、施工にあたっては、部品と専門技術が必要であり、部品は同社でのみ調達することができる。

よって、作動の確実性、安全性、既存部品との円滑な可動状態の確保と施工責任の一元化を図ることができるのは、当該シートシャッターの構造を熟知している三和シャッター工業株式会社のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

港湾局 計画整備部 保全監理担当（電話番号 06-6615-7811）

随意契約理由書

1 修繕名称 舞洲スラッジセンター溶融炉系電気設備修繕

2 契約相手方 東芝電機サービス (株)

3 随意契約理由

今回修繕する溶融炉系電気設備（受変電設備及び監視制御設備）は、舞洲スラッジセンターの汚泥溶融炉設備を安定稼働させるために重要な役割を持つ設備であり、受変電設備は、日常運転における重要な動力源の確保として高い信頼性を維持させるため、また、監視制御設備は、汚泥溶融炉設備の日常における重要な制御信号の確保と、運転監視制御における高い信頼性を維持させるため機能が低下した構成部品を取替え修繕するものである。

本設備は、(株)東芝が設計製作及び施工したもので、修繕に当たっては当初の設計に基づき、最も適切な試験、調整を実施するとともに、修繕に伴う当該機器の分解及び再組立を製作当初の設計に基づき、製作時と同一の手法を用いて行い、受変電設備、計装設備及び監視設備としての性能を継続維持させなければならない。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から他社にその修繕を行わせることはきわめて困難であり、かつ、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は、制作会社から本市へ納入している電気設備の修繕を移管されている東芝電機サービス (株) のみである。

4 根拠法令 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署 建設局 北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター
(電話番号 06-6460-2830)

随意契約理由書

1 案件名称

平野下水処理場 汚泥溶融炉受入槽 I T V 設備修繕

2 契約の相手方

三菱電機プラントエンジニアリング (株)

3 随意契約理由

今回修繕する平野下水処理場汚泥溶融炉受入槽 I T V 設備は、汚泥溶融炉施設の運転監視に重要な役割を持つ設備であるが、構成機器の経年劣化が著しいため、老朽化した部品を取り替え修繕するものである。

本設備は、三菱電機 (株) が設計製作したもので、I T V 設備としての信号伝送回路が一貫して構築されているものであり、修繕に当たっては製作当初の設計に基づき既設回路との整合を保てるよう部品の取り替えを行い、設備の性能を継続維持させなければならず、取替部品も他社で製作していない。

また、当該設備にかかる図面・計算書等の情報は製作会社固有の技術的財産として保護されていることに加え、製造物責任の所在を明確にする観点から他社に本修繕を行わせることは不可能であり、かつ、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は製作会社からアフターサービス業務を移管されている上記業者のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

建設局 南部方面管理事務所 設備課 (電話番号 06-6686-5123)

随意契約理由書

1 案件名称

柴島浄水場揚水ポンプ外整備修繕

2 契約の相手方

(株) 日立製作所

3 随意契約理由

本修繕は、柴島浄水場に設置している揚水ポンプ及び配水ポンプ、楠葉取水場に設置している取水ポンプ並びに異配水場に設置している配水ポンプの整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該ポンプ設備は、(株) 日立製作所が独自に設計、施工したものであり、修繕による部品等の交換や試験調整により機器の動作確認や機能保証を行うには、ポンプ設備の構造、性能を熟知した専門の知識と技術が必要である。

また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があるため、本修繕ができる業者は、(株) 日立製作所のみである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設保全センター（電話番号06-6815-2402）

随意契約理由書

1 案件名称

長居配水場自家発電設備整備修繕

2 契約の相手方

東芝電機サービス（株）

3 随意契約理由

本修繕は、長居配水場に設置している自家発電設備の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該自家発電設備は、（株）東芝が独自に設計、製作したものであり、整備修繕による部品交換や試験調整により機器の動作確認や機能保証を行うには、機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術が必要である。

また、整備修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があるため、本修繕ができる業者は、当該自家発電設備を設計、製作した（株）東芝より整備修繕を移管されている東芝電機サービス（株）のみである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設保全センター（電話番号06-6815-2402）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市中央卸売市場南港市場 副産物処理スクリュウプレスその他改修工事

2 契約の相手方

関西ティーイーケイ (株)

3 随意契約理由

本工事は、と畜解体後に発生する副産物（骨、動物性油脂）処理プラントのスクリュウプレスその他の部品取替と部品取替に伴うプラント全体の試運転と総合調整をおこなうものであるが、当該プラントについては、建設時よりすべて東レエンジニアリング (株) が設計・施工している。

よって、同社でなければ構造を把握できない部分や、調達できない部品等が多くあり、製造者以外では施工できない。

しかし、同社は、当該プラントにかかる業務そのものを関西ティーイーケイ (株) に移管し、当該プラントにかかる業務を平成 17 年に撤退した。

関西ティーイーケイ (株) は、当該プラントについての図面及び設計施工管理ノウハウを東レエンジニアリング (株) より引き継ぎ、システム及び現場実状を詳細に熟知しており、当該業者でなければ整備技術面での対応は不可能であり、既存機器と密接不可分の関係から既存機器に著しい支障が生じる可能性があること、また施工後の性能・作動状態・安全性（製造物責任）に対して保証することが出来ないことから、本工事に対して一貫して責任を持たせることができる業者は関西ティーイーケイ (株) のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

大阪市中央卸売市場南港市場設備担当（電話番号 06-6675-2015）

随意契約理由書

1 案件名称

御幣島東住宅(2号館)外昇降機設備改修工事

2 契約の相手方

(株)日立ビルシステム

3 随意契約理由

本工事は、(株)日立ビルシステムの製作・施工により、市営住宅に設置された昇降機の改修工事を行うものである。

制御方式の中枢である制御盤等の取替え並びに耐震対策などを行うにあたって、一部の機器は既設製品を調整・再使用する必要があり、取替えにあたっては(株)日立ビルシステムにて製作している機器を使用しなければならない。

入居者の利便性を確保しながら、的確で安全な昇降機設備の改修を行うには、製造者独自のノウハウ、各装置の役割・構造・動作など製造者しか知りえない独自の知識や技術が必要である。また、同一業者以外に施工させた場合、既設部分等におけるトラブルが生じた際の責任の所在が不明確となるため、当該設備の知識や技術を熟知し、施工責任の一元化が図ることのできる唯一の業者である(株)日立ビルシステムと契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局住宅部保全整備課 (電話番号 06-6208-7835)

随意契約理由書

1 修繕名称 舞洲スラッジセンター脱水系監視設備外修繕

2 契約相手方 (株)産機テクノサービス

3 随意契約理由

今回修繕する脱水系監視設備外（監視制御設備、受変電設備及び計装設備）は、舞洲スラッジセンターの汚泥脱水設備及び脱水分離液処理設備を安定稼働させるために重要な役割を持つ設備である、受変電設備は、日常運転における重要な動力源の確保として高い信頼性を維持させるため、また、計装設備並びに監視制御設備は、汚泥脱水設備及び脱水分離液処理設備の日常における重要な制御信号の確保と、運転監視制御における高い信頼性を維持させるため、機能が低下した構成部品を取替え修繕するものである。

本設備は、(株)日立製作所、(株)日立ハイテクソリューションズ並びに(株)日立国際電気が設計製作及び施工したもので、修繕に当たっては当初の設計に基づき、最も適切な試験、調整を実施するとともに、修繕に伴う当該機器の分解及び再組立を製作当初の設計に基づき、製作時と同一の手法を用いて行い、受変電設備、計装設備及び監視設備としての性能を継続維持させなければならない。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から他社にその修繕を行わせることはきわめて困難であり、かつ、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は、製作会社から本市へ納入している電気設備の修繕を移管されている(株)産機テクノサービスのみである。

4 根拠法令 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署 建設局 北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター
(電話番号 06-6460-2830)

随意契約理由書

1 案件名称 柴島浄水場 ろ過池下部集水装置補修工事

2 契約の相手方 メタウォーター(株)

3 随意契約理由

本工事は、柴島浄水場のろ過池下部集水装置（日本碍子(株)製）の一部を構成するエンドプレート（石綿ボード）を代替品に取替え補修するものである。

ろ過池は浄水場における水処理上重要な施設であり、集水装置自体、均一な流速を具現する精密な構造体である。集水装置の補修を実施した上で、且つ池全体の集水機能を担保・保持するためには、製造者の専門的な知識並びに施工能力が必要であり、他社では補修不可能である。

なお、現在日本碍子(株)は、富士電機水環境システムズ(株)との合併によりメタウォーター(株)が設立され、事業継承されている。

以上の理由により、本工事を実施できるのはメタウォーター(株)のみである。

4 根拠法令 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署 水道局 工務部 柴島浄水場 維持担当（電話番号 06-6815-2353）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪駅前地下駐車場駐車機械装置修繕

2 契約の相手方

新明和工業株式会社

3 随意契約理由

機械式駐車場である大阪駅前地下駐車場の駐車機械装置は、駐車場を運営する上で必要不可欠な設備である。

本修繕は、駐車機械装置の性能を長期にわたり良好な状態に維持するとともに、利用車両の安全性や円滑な入出庫を保持するため、耐用年数に達した定期交換部品や消耗性部品、経年による劣化部品の取替等を含めて行うものである。

本装置は新明和工業㈱の独自技術により設計、製作されたもので、装置を構成する機器や部品は他社から調達できない。また、本装置の修繕にあたっては、製作当初の設計に基づいて行い、従前と同等の性能を発揮させる必要があり、装置の構造や各種部品の仕様、構成等を十分に熟知していることが必要不可欠となる。

以上のことから、本修繕が実施できる業者は上記業者のみであり、随意契約を依頼するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局管理部工務課（道路公園設備担当）（電話 06-6615-7261）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市中央体育館中央監視設備改修工事

2 契約の相手方

日本電気(株)

3 随意契約理由

本工事は、大阪市中央体育館の中央監視設備(日本電気(株)製)の一部であるセンター装置を改修するものである。

当該機器については、上記業者が製造・施工したものであり、改修工事にあたっては、製造者のみが有する、当該機器の構造及び機能に関する専門の知識及び技術が不可欠である。

また、本工事で施工する部分は、既存部分と密接不可分の関係にあり、上記業者以外に施工させた場合、既存部分等の使用においてトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になることや施工後の機能について責任の一貫性を持たせる必要がある。

上記の理由により本工事を実施できるのは、日本電気(株)のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局公共建築部施設整備課(電話番号 06-6633-2331)

随意契約理由書

1 案件名称

山之内住宅(3・9号館)昇降機設備改修工事

2 契約の相手方

東芝エレベータ(株)

3 随意契約理由

本工事は、東芝エレベータ(株)の製作・施工により、市営住宅に設置された昇降機の改修工事を行うものである。

制御方式の中枢である制御盤等の取替え並びに耐震対策などを行うにあたって、一部の機器は既設製品を調整・再使用する必要があり、取替えにあたっては東芝エレベータ(株)にて製作している機器を使用しなければならない。

入居者の利便性を確保しながら、的確で安全な昇降機設備の改修を行うには、製造者独自のノウハウ、各装置の役割・構造・動作など製造者しか知りえない独自の知識や技術が必要である。また、同一業者以外に施工させた場合、既設部分等におけるトラブルが生じた際の責任の所在が不明確となるため、当該設備の知識や技術を熟知し、施工責任の一元化が図ることのできる唯一の業者である東芝エレベータ(株)と契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局住宅部保全整備課 (電話番号 06-6208-7835)

随意契約理由書

1 案件名称

東三国住宅(1～3号館)外昇降機設備改修工事

2 契約の相手方

フジテック(株)

3 随意契約理由

本工事は、フジテック(株)の製作・施工により、市営住宅に設置された昇降機の改修工事を行うものである。

制御方式の中核である制御盤等の取替え並びに耐震対策などを行うにあたって、一部の機器は既設製品を調整・再使用する必要があり、取替えにあたってはフジテック(株)にて製作している機器を使用しなければならない。

入居者の利便性を確保しながら、的確で安全な昇降機設備の改修を行うには、製造者独自のノウハウ、各装置の役割・構造・動作など製造者しか知りえない独自の知識や技術が必要であり、その知識や技術を熟知している唯一の業者であるフジテック(株)と契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局住宅部保全整備課 (電話番号 06-6208-7835)

随意契約理由書

1 案件名称

柴島浄水場沈砂池除塵設備整備修繕

2 契約の相手方

丸島産業（株）

3 随意契約理由

本修繕は、柴島浄水場沈砂池に設置している除塵設備の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該除塵設備は、(株)丸島アクアシステムが独自に設計、製作したものであり、修繕による部品等の交換や試験調整により機器の動作確認や機能保証を行うには、除塵設備の構造、性能を熟知した専門の知識と技術が必要である。

また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があるため、本修繕ができる業者は、(株)丸島アクアシステムよりメンテナンス事業を移管されている丸島産業（株）のみである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設保全センター（電話番号06-6815-2402）